

(教示)

1. この処分についての審査請求は、国家公務員法第90条及び人事院規則13—1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。

2. この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、審査請求に対する人事院の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日から3箇月を経過しても、人事院の裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する人事院の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。

（注）この処分を行った者が行政執行法人に所属する者である場合にあっては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する行政執行法人及びその長となります。

文書番号 金総政第 7690 号

1 処分者

官 職 金 融 庁 長 官

氏 名 井 藤 英 樹

2 被処分者

所属部課
総合政策局

氏名（ふりがな）

佐藤 壮一郎（さとう そういちろう）

官 職
内閣府事務官

級及び号俸

3 処分の内容

処分発令日
令和 6 年 12 月 23 日処分効力発生日
令和 6 年 12 月 23 日処分説明書交付日
令和 6 年 12 月 23 日根拠法令
国家公務員法第 82 条第 1 項第 1 号及び
第 3 号処分の種類及び程度
免職国家公務員倫理法第26
条による承認の日
年 月 日刑事裁判との関係
起訴日 年 月 日国家公務員法第85条に
よる承認の日
年 月 日

処分の理由

被処分者は、金融商品取引法において禁止されている株式の内部者取引を行っていたことについて、証券取引等監視委員会から東京地方検察庁に告発された。

被処分者の行為は、国家公務員法第 82 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当するものと認められることから、上記のとおり処分する。